

地域の山の課題に取り組む方々を
福井県が応援します！

コミュニティ林業

福井県では平成22年度から、集落等が協力して山の課題を解決し、計画的に木材生産等を行うコミュニティ林業の活動に対して、その経費を助成しています。

これまでに県内で155の地域が取り組んでいます。

令和2年度からは、**支援対象がいっそう充実**しましたので、ぜひご活用ください。ご連絡お待ちしております！

①間伐等を支援

獣害対策にもなる山ぎわ等での
間伐計画づくりを支援します！

間伐計画面積・参画人数に応じた
金額を定額で支援

最大 180 万円

②主伐を支援

主伐の計画づくり
を支援します！

主伐対象面積に応じた
金額を定額支援

最大 50 万円

③所有山林の 集約を支援

細かい地番、飛び地番など
山の所有権の移転・集約を
支援します！

対象面積・人数に応じた
金額を定額支援

最大 240 万円

④手続きを支援

補助金の手続きや事業の
取組みを委託できます！

森林施業プランナーの有資格者の
在籍する団体へ委託できます。
専門家にまかせて
スムーズに取り組めます。



どんな取り組みをするの？

これまでに取り組んだ地域の事例から、コミュニティ林業の内容をお伝えします。

① 間伐等を支援

A 地域では山への関心が低く、山ぎわの手入れ不足や**獣害が深刻**でした。

そこで地元森林組合や県林業普及員のすすめもあり、集落でコミュニティ林業に取り組み、森林の立会日当や間伐計画づくりに活用しました。当初、間伐や道の開設は

一部の同意者のみの森林で行いましたが山の手入れがすすむにつれ間伐したい人も増えて、最終的には集落全体の山が整備されました。

間伐等は国庫補助事業を活用し、間伐材販売により**収支もプラス**となりました。



② 主伐を支援

B 地域では集落で所有する山林の若返りと利益確保のため、地元森林組合に主伐の相談をしていくなかで、コミュニティ林業の主伐計画への支援を受けることに決めました。

計画づくりでは主伐の費用のほか再生林の経費等も詳細に検討し、**利益が確保**できるようにすすめていく予定です。



主伐・再生林(地拵え)

※獣害による被害林分の伐採や低コスト再生林への補助金制度の活用も可能です。

【未来へつなぐ森づくり事業(県単独)】

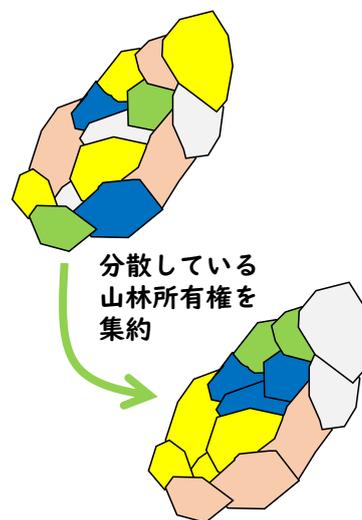
●低コスト造林 172~521 千円(定額) ●獣害対策(伐採・搬出)1,900 千円(定額)

③ 所有山林の集約を支援

C 集落の山林は、一人ひとりの所有林が分散しているうえ面積が細かく、管理が難しいことが課題でした。

今回コミュニティ林業を活用し、山林を将来にわたって管理できる方に所有権を移転したり、同じ所有者の山林を集約することで、管理しやすい山づくりを目指すことにしました。

難しい手続きや調査は専門家に委託し調査結果をもとに、集落で合意形成を図ることにしています。

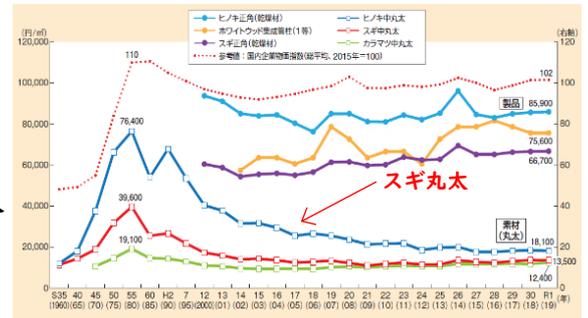


いま、コミュニティ林業が必要な理由。

なぜ、福井県はコミュニティ林業をすすめているのでしょうか？
林業をとりまく状況からご説明します。

木材価格、この先どうなる？

- ・ 建築用材としてのスギ丸太価格は昭和55年をピークに下落。平成7年阪神・淡路大震災をきっかけに品質の確保された輸入製材品との競争等の影響もあり、現在は1万円/m³前後で推移。将来的にも状況は変わらないと見込まれます。
- ・ 木材価格の上昇が見込めないなか、林業で利益を上げるためには間伐等の**木材生産コストを下げる**ことが必要です。



木材価格の推移(森林林業白書より)

広がる木材の需要先！

- ・ これまで間伐材の売り先は限られていましたが、技術革新により合板へのスギ材利用が可能になったことやFIT※制度のもと木質バイオマス発電用の燃料として需要が増えており、これまで**山に残っていた材も販売できる**ようになりました。



木質バイオマス発電施設

※再生可能エネルギーによる
電力の固定価格買取制度

間伐等にはみんなの同意が必要

- ・ 間伐材の生産コストを下げるには、広い面積を対象にした**無駄のない道の配置**や林業機械の使用が必要です。
- ・ それには境界の確認や精算のとりきめなど多くの方の協力が不可欠です。
(特に**境界がわからない場合**では、その区域内すべての所有者の合意がないと間伐等ができません)

このように、生産コストを低減しながら、間伐材の搬出・販売を行なっていくには、多くの方の協力が必要です。そのため、福井県では集落などを対象に「コミュニティ林業支援事業」をおすすめしています！

これまでコミュニティ林業に取り組んで間伐をした地域の収支例です。
間伐等は**別の補助事業**を活用して行います。

(千円)

事業内容 (別途補助事業を活用)			経費	補助金等	間伐材等売上	利益	m ³ あたり
間伐面積 (ha)	路網開設延長 (m)	生産材積 (m ³)	路網開設伐採搬出運搬				
10.0	480	600	11,300	7,300	5,300	1,300	2.2
7.0	1,390	490	9,200	7,900	2,400	1,100	2.2
5.0	560	230	3,500	3,300	800	600	2.6

※収支は現場により異なります。必ず当該収益をお約束するものではありません。

どうすれば取り組めるの？

コミュニティ林業に取り組む場合、県の林業普及員がていねいにお手伝いしますので、どうぞご安心ください。

- ①集落などを単位とした5名以上があつまって任意の組織を設立します。(以下、地域木材生産組合とよびます)
(規約など必要書類のひながたはございます)



- ②コミュニティ林業で取組む内容を決めます。

【1 森林集約化支援】

- ・間伐を実施するための木材生産計画作成・その他必要な日当・物品購入・委託等への支援
- ・間伐計画(10ha以上)に応じて100~180万円

【2 主伐計画への支援】

- ・主伐を実施するための木材生産計画作成・その他必要な日当・物品購入・委託等への支援
- ・主伐対象面積に応じて10~50万円(10万円/ha)

【3 所有集約化支援】

- ・森林所有の移転・集約に必要な合意形成・調査・登記に係る費用を支援
- ・移転面積・人数に応じて最大240万円

※上記3つの支援は併用できます。
また、過去に【1】の支援を受けた組織でも【2】【3】を活用できます。
なお、支援は実際に要した経費に対して各定額を上限に補助いたします。

森林施業プランナーのいる団体へ事務手続きなどを委託



当該年度内においてコミュニティ林業支援事業の取組みを実施します。

次年度以降、計画にもとづいて、主伐や間伐をすすめていきます。
(間伐等は別事業となります。)

森林組合等へ委託し、別の補助金を活用して実施していきます)

【お問合せ先】

「コミュニティ林業」
についてお伝え
ください！

担当地区	名称	所在	電話番号
福井市、永平寺町	福井農林総合事務所林業部	〒910-8555 福井市松本3丁目16-10	0776-21-8213
坂井市、あわら市	坂井農林総合事務所林業部	〒913-8511 坂井市三国町水居17-45	0776-81-3223
大野市、勝山市	奥越農林総合事務所林業部	〒912-0016 大野市友江11-10	0779-65-1492
越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町	丹南農林総合事務所林業部	〒915-0882 越前市上太田町41-5	0778-23-4961
敦賀市、美浜町、若狭町(三方)	嶺南振興局二州農林部	〒914-0811 敦賀市中央1丁目7-42	0770-22-0291
小浜市、若狭町(上中)、おおい町、高浜町	嶺南振興局林業水産部	〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101	0770-56-2218
-	県産材活用課	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1	0776-20-0698